飼い主のいない猫を増やさないために、飼い主のいない猫に不妊・去勢手術を行った方に、手術に要した費用の一部を補助します。

令和７年度飼い主のいない猫の

不妊・去勢手術費の一部を補助します

申請できる方

住民基本台帳に記載されている市内在住の方。

対象とする猫

市内に生息する**飼い主のいない猫**であること。

申請の際の注意点

　①獣医療法（昭和24年法律第186号）の規定により免許を受けた獣医師が実施する手術

であること。

　②補助金の交付を受けようとする年度において手術を受けること。

　③対象とする猫の手術前と手術後の写真が必要です。（写真が不鮮明な場合は、申請をお

断りする場合があります。）

④去勢･不妊手術済みであることが分かるように､片方の耳端にＶ字のカットを施すこと。

（手術を実施する動物病院で必ず実施してください。）

⑤申請の状況によっては、申請回数を制限することがあります。

⑥手術費の領収書及び内訳書には、申請者の氏名を入れてください。

助成限度額

・去勢手術（おす）５,０００円／１匹につき

・不妊手術（めす）９,０００円／１匹につき

※手術費用が限度額に達しない場合は、実際に要した費用が対象です。

※補助額に消費税は含まれません。

申請受付期間

**令和７年４月１日～令和８年３月１９日**

※予算の範囲内で補助するため、申請状況により期限前に終了することがあります。

提出方法

市役所本庁舎５階生活環境課または市のHPから申請書を受け取り、必要事項を記入し、　必要書類を添付のうえ、下記により**手術後１か月以内**（３月手術分は３月１９日まで）に提出してください。**年度をまたがっての申請はできません。**

提出書類

　　①申請書兼報告書（様式第１号）

　　②一覧表（様式第２号）

　　③猫の写真（様式第４号）

　　④手術費の領収書及び内訳書の写し

　　⑤誓約書（様式第５号）

　　⑥補助金交付請求書（様式第７号）

**（主な流れ）**

申請要件を確認し、動物病院にて不妊・去勢手術を実施

書類を審査後、交付決定通知または不交付決定通知書を送付します。

交付決定通知書を送付してから約２週間後を目安に、指定の口座に交付決定額が振り込まれます。

 　　　

問い合わせ先

上尾市役所生活環境課

電話：048-775-6940（直通）

申請書類一式を生活環境課に提出